

経済産業省

平成24・05・02貿局第2号
輸出注意事項24第33号

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達を次のように定める。

平成24年5月15日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成24年5月15日から施行する。

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 後													現 行												
(略)													(略)												
記													記												
I. ～V. (略)													I. ～V. (略)												
別表1～2 (略)													別表1～2 (略)												
別表3 国及び地域区分の対照表													別表3 国及び地域区分の対照表												
地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域	地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域
(略)													(略)												
マカオ			○	<u>○</u>	○	—			○	○	○		マカオ			○	—	○	<u>○</u>		○	○	○		
(略)													(略)												
別表4													別表4												
1. (略)													1. (略)												
2. 【貨物（別表1に対応）】													2. 【貨物（別表1に対応）】												
提出書類A													提出書類A												
(略)													(略)												
注1：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びFAX番号を記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として													注1：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びFAX番号を記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として												

予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注 2～3 (略)

提出書類 B 1～B 2 (略)

提出書類 C

(略)

注 1～3 (略)

注 4：最終需要者が確定している場合と未定の場合で、誓約書が異なることに注意すること。以下同じ。

提出書類 D～D 2 (略)

提出書類 D 3

(略)

注 1：1 契約における該当貨物の物質量が 20 キログラム以下（貨物等省令第 2 条第 1 項第二号ハ（3-キヌクリジニル=ベンジラート）については 1 キログラム以下）のものを輸出する申請の場合には、特に指示がない限り、⑦の誓約書及び⑨の添付は必要ない。なお、最終需要者が確定していない場合は認めない。

注 2 (略)

提出書類 D 4～F (略)

3. 【技術（別表 2 に対応）】

提出書類 T A～T B 1 (略)

提出書類 T B 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①～ ⑦	(略)	(略)	(略)
⑧	<u>需要者等の誓約書（取引の相手方の誓約書。利用者が未定の場合に限る。）</u>	1 通	別記 1（カ）様式 3

提出書類 T C～T E

予定又は想定される者について確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注 2～3 (略)

提出書類 B 1～B 2 (略)

提出書類 C

(略)

注 1～3 (略)

注 4：最終需要者が決まっている場合と未定の場合で、誓約書が異なることに注意すること。以下同じ。

提出書類 D～D 2 (略)

提出書類 D 3

(略)

注 1：1 契約における該当貨物の物質量が 20 キログラム以下（貨物等省令第 2 条第 1 項第二号ハ（3-キヌクリジニル=ベンジラート）については 1 キログラム以下）のものを輸出する申請の場合には、特に指示がない限り、⑦の誓約書の添付は必要ない。なお、最終需要者が確定していない場合は認めない。

注 2 (略)

提出書類 D 4～F (略)

3. 【技術（別表 2 に対応）】

提出書類 T A～T B 1 (略)

提出書類 T B 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①～ ⑦	(略)	(略)	(略)
⑧	<u>取引の相手方の誓約書（最終需要者が未定の場合のみ）</u>	1 通	別記 1（カ）様式 3

提出書類 T C～T E

別表5～6（略）

別記1 提出書類の記載要領

(ア) 輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書
運用通達、役務通達の規定中、「輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書」とあるものについては、様式1の明細書を用いるものとする。

(1)～(4)（略）

(5) 「輸出しようとする貨物名・提供しようとするプログラム名（附属品等を除く。）」の欄

(a) 「貨物名（プログラム名）」の欄

輸出許可申請書又は輸出許可・承認申請書の商品名、型及び等級欄に記入したものを記載する。商標名がある場合はそれも記載する。

輸出貨物が附属品又は部分品のみ（以前に本体を輸出しているか否かを問わない。）の場合にあつては、「（附属品等を除く。）」に係わらず当該附属品又は部分品を本欄に記載する。また、プログラム（当該プログラムを動作させるのに通常必要なデータを含む。）については、役務取引許可申請書の役務の内容欄に記入したものを記載する。商標名がある場合はそれも記載する。

当該貨物・プログラムの技術的性能が不明の場合は、輸出令別表第1又は外為令別表の中欄における貨物、技術の規定内容と、当該貨物・プログラムの技術的性能との比較対照表、当該貨物のカタログ等の提出を求めることがあるので、できるだけ申請時に用意すること。

(6) 「輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供の場合」の欄

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供について、本欄に掲げる規定のうち該当するものがある場合は、該当する口欄に■又はレ印を記入のこと。

(イ)～(サ)（略）

(シ) 当該貨物（又は技術）を使用するプラントの最終製品の製造フ

別表5～6（略）

別記1 提出書類の記載要領

(ア) 輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書
運用通達、役務通達の規定にかかわらず、「許可申請内容明細書」とあるものについては、様式1の明細書を用いるものとする。

(1)～(4)（略）

(5) 「輸出しようとする貨物名・提供しようとするプログラム名（附属品等を除く。）」の欄

(a) 「貨物名（プログラム名）」の欄

輸出許可申請書又は輸出許可・承認申請書の商品名、型及び等級欄に記入したものを記載する。商標名がある場合はそれも記載する。

輸出貨物が附属品又は部分品のみ（以前に本体を輸出しているか否かを問わない。）の場合にあつては、「（附属品等を除く。）」に係わらず当該附属品又は部分品を本欄に記載する。また、プログラム（当該プログラムを動作させるために必要な基本的な電子データを含む。）については、役務取引許可申請書の役務の内容欄に記入したものを記載する。商標名がある場合はそれも記載する。

当該貨物・プログラムの技術的性能が不明の場合は、輸出令別表第1又は外為令別表の中欄における貨物、技術の規定内容と、当該貨物・プログラムの技術的性能との比較対照表、当該貨物のカタログ等の提出を求めることがあるので、できるだけ申請時に用意すること。

(6) 「輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供の場合」の欄

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供について、本欄に掲げる規定のうち該当するものがある場合は、該当する口欄にレ印を記入のこと。

(イ)～(サ)（略）

(シ) 当該貨物（又は技術）を使用するプラントの最終製品の製造フ

ローに関する資料

(a) 貨物の場合

①輸出令別表第1の3の項(1)の中欄に掲げる貨物の場合
当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造工程を示したも
の。

②輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項(2)の中欄に
掲げる貨物の場合

当該貨物の用途及び数量を確認できる資料とする。

当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造工程を示したも
の(ブロックダイアグラム・製造工程説明書等。ブロックダイヤ
グラムなどの図で示す場合は、当該貨物を使用するところ及び当
該貨物の数量がわかるように注などを付けること。)、及び当該
貨物の数量を確認できる技術資料(例えば、配管系統図、又は配
置図等(一つの工程に対し、貨物数が1の場合は製造工程を示し
たものの中の注として、貨物の用途・数量を記載することで省略
可))とする。ただし、過去に許可を取得して輸出した貨物と同
一の需要者向けに同一の設置場所(又は使用場所)で同一の用途
のために輸出することが確認できる場合(例えば、過去に許可を
取得して輸出した貨物の補修品等の輸出の場合)には省略するこ
とができる。

(注) (略)

(b) (略)

(ス)～(ハ)

別記2 誓約書の記載要領

1.～3. (略)

4. 追加的誓約事項

①～② (略)

③ 輸出令別表第1の3の項(1)に該当する化学物質の輸出をする
場合

(イ) 貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物を「に地域①」
に輸出する場合又は同条第1項第二号ニからトまで並びに同条第
1項第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物を「は地域②」
に輸出するときに、以下の追加的誓約事項を追加することができます。

ローに関する資料

(a) 貨物の場合

当該貨物の用途及び数量を確認できる資料とする。

当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造工程を示したも
の(ブロックダイアグラム・製造工程説明書等。ブロックダイヤ
グラムなどの図で示す場合は、当該貨物を使用するところ及び当
該貨物の数量がわかるように注などを付けること。)、及び当該
貨物の数量を確認できる技術資料(例えば、配管系統図、又は配
置図等(一つの工程に対し、貨物数が1の場合は製造工程を示し
たものの中の注として、貨物の用途・数量を記載することで省略
可))とする。ただし、過去に許可を取得して輸出した貨物と同
一の需要者向けに同一の設置場所(又は使用場所)で同一の用途
のために輸出することが確認できる場合(例えば、過去に許可を
取得して輸出した貨物の補修品等の輸出の場合)には省略するこ
とができる。

(注) (略)

(b) (略)

(ス)～(ハ) (略)

別記2 誓約書の記載要領

1.～3. (略)

4. 追加的誓約事項

①～② (略)

③ 輸出令別表第1の3の項(1)に該当する化学物質の輸出をする
場合

(イ) 貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物を「に地域①」
に輸出する場合又は同条第二号ニからト並びに同条第三号レから
ヤまでのいずれかに該当する貨物を「は地域②」に輸出するとき
に、以下の追加的誓約事項を追加することができます。

(略)

(ロ)～(ハ) (略)

④ 人造黒鉛を輸出する場合

以下の追加的誓約事項を追加することができます。

「我々(私)は、第2節に示す貨物等、その複製及び以下に示す大きさに加工することができる如何なるサイズの人造黒鉛の材料/部品を再販売又は再輸出しません。ただし、やむを得ず当該貨物等、その複製及び以下に示す大きさに加工することができる如何なるサイズの人造黒鉛の材料/部品を再販売又は再輸出するときには、我々(私)は、(d)で示した輸出者から再販売又は再輸出に関する書面による事前同意を得ます。

- 1) シリンダー：直径120mm以上 × 幅50mm以上
- 2) チューブ：内径65mm以上 × 厚さ25mm以上 × 高さ50mm以上
- 3) ブロック(塊)：120mm × 120mm × 50mm以上の大きさ」

⑤～⑥ (略)

注1～注2 (略)

別記3-1～別記5 (略)

(略)

(ロ)～(ハ) (略)

④ 人造黒鉛を輸出する場合

以下の追加的誓約事項を追加することができます。

「我々(私)は、第2節に示す貨物等、その複製及び以下に示す大きさに加工することができる如何なるサイズの人造黒鉛の材料/部品を再販売又は再輸出しません。ただし、やむを得ず当該貨物等、その複製及び以下に示す大きさに加工することができる如何なるサイズの人造黒鉛の材料/部品を再販売又は再輸出するときには、我々(私)は、(d)で示した輸出者から再販売又は再輸出に関する書面による事前同意を得ます。

- 1) シリンダー：直径120mm以上 × 幅50mm以上
- 2) チューブ：内径65mm以上 × 厚さ25mm以上
- 3) ブロック(塊)：120mm × 120mm × 50mm以上の大きさ」

⑤～⑥ (略)

注1～注2 (略)

別記3-1～別記5 (略)

様式 1

輸出許可・後務（プログラム）取引許可申請内容明細書

輸出許可・後務（プログラム）取引許可申請の内容について、以下のとおり確認説明をいたします。

申請日	年 月 日	* 許可証番号	
1. 申請者 (記名押印又は署名) (住所)	担当者氏名	所属部署	
	電話番号	FAX番号	
	FAX番号	メールアドレス	
2. 輸出しようとする貨物名・提供しようとするプログラム名 (附属品等を除く。)			
貨物名 (プログラム名)	数量	別 1 等項番	省令番号
※ 輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の 16 の項の中欄に掲げるプログラムの提供の場合 (該当するものに <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> を付すこと)			
<input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第三号イ又は第四号イの規定 【輸出貨物が対外兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令】の〔 <input type="checkbox"/> 第一号、 <input type="checkbox"/> 第二号、 <input type="checkbox"/> 第三号〕 <input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第 4 条第 1 項〔 <input type="checkbox"/> 第三号ロ又は第四号ロの規定、 <input type="checkbox"/> 第三号ハ又は第四号ハの規定、 <input type="checkbox"/> 第三号ニ又は第四号ニの規定〕 <input type="checkbox"/> 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号イ又は第八号イの規定 【貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする対外対外兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合】の〔 <input type="checkbox"/> 第一号、 <input type="checkbox"/> 第二号、 <input type="checkbox"/> 第三号〕 <input type="checkbox"/> 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項 〔 <input type="checkbox"/> 第七号ロ又は第八号ロの規定、 <input type="checkbox"/> 第七号ハ又は第八号ハの規定、 <input type="checkbox"/> 第七号ニ又は第八号ニの規定〕			
3. 貨物 (プログラム) の輸送ルート (経由地 (経路地又は寄港地) を全て記載。)			
(経由地)		(最終仕向地及び目的地)	
4. 輸入者の名称、所在地及び概略			
実主 (取引相手)	(名称) (資本金) (年間売上) (事業内容) (出資者: 名称) (役員名: 氏名) (主要取引先: 名称)	(所在地) (設立時期) (従業員数) (URL) (事業内容) (国籍) (肩書) (事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍) (国籍)
高受人		(URL)	
5. 最終需要者の名称、所在地及び概略並びに 2 で記載した貨物 (プログラム) の設置 (使用) 予定工場等の名称及び所在地			
所有者 (利用者)	(名称) (資本金) (年間売上) (事業内容) (出資者: 名称) (役員名: 氏名) (主要取引先: 名称)	(所在地) (設立時期) (従業員数) (URL) (事業内容) (国籍) (肩書) (事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍) (国籍)
使用者	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
6. 需要の概要 (2 で記載した貨物 (プログラム) の使用目的及び使用方法等)			
使用目的			
使用方法			
取引経路			
その他 (繰り返しの有無の説明など)			

様式 1

輸出許可・後務（プログラム）取引許可申請内容明細書

輸出許可・後務（プログラム）取引許可申請の内容について、以下のとおり確認説明をいたします。

申請日	年 月 日	* 許可証番号	
1. 申請者 (記名押印又は署名) (住所)	担当者氏名	所属部署	
	電話番号	FAX番号	
	FAX番号	メールアドレス	
2. 輸出しようとする貨物名・提供しようとするプログラム名 (附属品等を除く。)			
貨物名 (プログラム名)	数量	別 1 等項番	省令番号
※ 輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の 16 の項の中欄に掲げるプログラムの提供の場合 (該当するものに <input type="checkbox"/> を付すこと)			
<input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第三号イ又は第四号イの規定 【輸出貨物が対外兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令】の〔 <input type="checkbox"/> 第一号、 <input type="checkbox"/> 第二号、 <input type="checkbox"/> 第三号〕 <input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第 4 条第 1 項〔 <input type="checkbox"/> 第三号ロ又は第四号ロの規定、 <input type="checkbox"/> 第三号ハ又は第四号ハの規定、 <input type="checkbox"/> 第三号ニ又は第四号ニの規定〕 <input type="checkbox"/> 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号イ又は第八号イの規定 【貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする対外対外兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合】の〔 <input type="checkbox"/> 第一号、 <input type="checkbox"/> 第二号、 <input type="checkbox"/> 第三号〕 <input type="checkbox"/> 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項 〔 <input type="checkbox"/> 第七号ロ又は第八号ロの規定、 <input type="checkbox"/> 第七号ハ又は第八号ハの規定、 <input type="checkbox"/> 第七号ニ又は第八号ニの規定〕			
3. 貨物 (プログラム) の輸送ルート (経由地 (経路地又は寄港地) を全て記載。)			
(経由地)		(最終仕向地及び目的地)	
4. 輸入者の名称、所在地及び概略			
実主 (取引相手)	(名称) (資本金) (年間売上) (事業内容) (出資者: 名称) (役員名: 氏名) (主要取引先: 名称)	(所在地) (設立時期) (従業員数) (URL) (事業内容) (国籍) (肩書) (事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍) (国籍)
高受人		(URL)	
5. 最終需要者の名称、所在地及び概略並びに 2 で記載した貨物 (プログラム) の設置 (使用) 予定工場等の名称及び所在地			
所有者 (利用者)	(名称) (資本金) (年間売上) (事業内容) (出資者: 名称) (役員名: 氏名) (主要取引先: 名称)	(所在地) (設立時期) (従業員数) (URL) (事業内容) (国籍) (肩書) (事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍) (国籍)
使用者	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
6. 需要の概要 (2 で記載した貨物 (プログラム) の使用目的及び使用方法等)			
使用目的			
使用方法			
取引経路			
その他 (繰り返しの有無の説明など)			

様式 2 ~ 7 (略)
様式 8

授 権 証 明 書

私は、次の者に、私に代わって輸出許可申請（役務取引許可申請）
に係る一切の行為を行わしめる権限を付与していることを証明します

。（役職名） （氏名） （使用印鑑）

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

注）宛先を付す場合は、「経済産業大臣」宛てとする。

様式 9 ~ 様式 2 2 (略)

様式 2 ~ 7 (略)
様式 8

授 権 証 明 書

私は、次の者に、私に代わって輸出許可申請（役務取引許可申請）
に係る一切の行為を行わしめる権限を付与していることを証明します

。（役職名） （氏名） （使用印鑑）

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

様式 9 ~ 様式 2 2 (略)